

外国人労働者

新資格にも支援は不可欠

介護安定センター シンポ



EPAの実績を報告する村上施設長（右端）

公益財団法人介護労働安定センター（樋口 富雄会長）は9日、介護分野で外国人労働者を受け入れるための体制づくりに関するシンポジウムを都内で開き、約200人が参加した。技能実習制度に介護が加わり今年来日が始まったこと、2019年4月の新在留資格創設を目指す出入国管理法の改正案が今臨時国会に提出されたことなどが背景にある。

08年からの経済連携協定（EPA）に基づいて合計10人の外国人介護福祉士候補者を受け入れ、現在は国家試験に合格した5人が働く特別養護老人ホーム「ケアポート板橋」（東京都）について、村上隆宏施設長が実践報告した。

3年間の実務経験を経て原則1回で国家試験に合格しないと帰国することになる候補者について、村上施設長は「仕事、生活、勉強の三つのサポートが必須」とし、法人内に組

織的な支援チームを作ったことを紹介した。技能実習生については「受け入れ予定はない」とし、政府が進める新在留資格については「いいことだと思いが、法人内に外国人を育てるポジションがないと定着は難しいだろう」と話した。

EPAや技能実習制度で来日した外国人が働きながら学ぶ「研修生」であるのに対し、新在留資格は専門技術を持った「労働者」という位置付けだ。介護分野もその対象となる見込みだが、日本語の習得など職場のサポートが義務付けられている。

一方、新在留資格を取得すれば労働者として自由に転職できることから、職場がサポートとして日本語が上達しても定着するとは限らない。技能実習制度に詳しい上林千恵子・法政大教授は、この点が新在留資格を制度設計する上で注意の必要な点になるとした。

社

（福田敏克）

福祉新聞 2018年11月19日